

<別紙1>

介護老人保健施設まえばる老健センター重要事項説明  
<まえばる老健センターのご案内>

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 まえばる老健センター
- ・開設年月日 平成 7年 10月 20日
- ・所在地 福岡県糸島市志登567
- ・電話番号 092-323-2211 ・ファックス番号 092-323-5757
- ・管理者名 佐々木 まゆみ
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 ( 4052080084 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設まえばる老健センターの運営方針]

「介護老人保健施設は、利用者の自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指します。また、施設は明るい家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを大切にします。」

(3) 施設の職員体制

(令和6年8月1日現在)

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

従業者の職種		業務内容
施設長	1人	施設の運営管理
医師	1人以上	週1回、回診を行い、それ以外でも必要時は診察を行います
薬剤師	0.3人以上	薬剤の管理
看護職員	10人以上	健康チェック
介護職員	24人以上	利用者の状態に応じた生活全般の介助。レクリエーション。
支援相談員	1人以上	利用者の入退所、施設生活の相談。苦情受付。
理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	1人以上	身体機能訓練

管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理 栄養マネジメントの作成 献立作成
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画の作成
事務員	2人以上	経理全般
調理員	8人以上	調理全般

(4) 入所定員等 ・定員 100名  
・療養室 個室 19室、2人室 9室、3人室 5室、4人室 12室

(5) 通所定員 30名

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時10分～  
昼食 12時20分～  
夕食 17時30分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他  
\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。



施設内は共同生活の場です。他の利用者の迷惑にならないよう

また、より快適に生活していただくために以下の点にご注意ください。

《 持ち物について 》

- ① 各居室には、備え付けのタンスをご用意しております。衣類ケースや家具類の持込みは歩行の妨げにもなりますので、ご遠慮ください。
- ② お持込みになられた持ち物・衣類は、転倒防止および衛生上の面から**整理整頓**を面会の際に行ってください。季節に応じた**衣替え**を行い、不要な衣類・荷物はお持ち帰りください。また、週に2回入浴を行いますので、汚れ物がたまらないよう洗濯を行い、**着替え**(衣類・タオル等)を不足しないようお持ちください。
- ③ お持込になられる全ての物に、消えないように油性マジックおよび縫い付け等にて**名前の記入**を行ってください。無記名の物の紛失に関しては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ④ 通常履かれる靴以外に**洗い替えの靴**を1足ご用意ください。
- ⑤ 男性の入所者は、安全と衛生のために**電気ヒゲソリ**をご用意ください。
- ⑥ 当施設は、病院とは異なります。日中は洋服に着替えていただいておりますので、**寝間着以外の衣類**を不足しないようご用意ください。
- ⑦ 入院などによる急な退所の場合でも、当日もしくは翌日までに**全荷物の引き取り**をお願いいたします。退所後、1ヶ月を過ぎても引き取りがない荷物は**処分**いたしますのであらかじめご了承ください。
- ⑧ **大金や貴重品の所持**は、紛失・盗難防止のために禁止いたします。紛失・盗難に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。

《 生活について 》

- ① 施設内は**全館禁煙**となっております。喫煙はいかなる場合においても禁止いたします。また、火災防止のためにライター等の所持は禁止しておりますので、ご協力よろしく願いいたします。
- ② **飲酒**は禁止しております。養命酒など薬酒は看護スタッフにご相談ください。
- ③ 施設建物内への**動物**の持込み、および飼育は堅く禁止いたします。
- ④ 施設内における**宗教活動・政治活動**および**販売**等は堅く禁止いたします。
- ⑤ 利用者間での**物の貸借**は原則として禁止いたします。また、**金銭の貸借**は堅く禁止いたします。
- ⑥ 他の利用者のご家族および面会者への**依頼**等も禁止いたします。
- ⑦ むやみに他の利用者の居室には立ち入らないでください。
- ⑧ 当施設は、集団生活の場となっております。他の利用者の迷惑にならないよう心がけてください。また、いろいろな病状の利用者の方が利用されていらっしゃる場合があります。施設より部屋移動等の依頼があった場合は、ご協力ください。

《 ご家族および面会者へ 》 ※感染症対策のため、面会・外出・外泊はご相談ください。

- ① 当施設(事務所)の営業時間は、午前9時より午後6時までとなっております。時間外のお問い合わせおよびお支払には、対応いたしかねますのでご了承ください。
- ② 外出・外泊および面会時間は、午前9時より午後7時までの時間内にて行ってください。なお、外出・外泊は届け出てある時間を厳守してください。
- ③ 急な外出・外泊に関しては、利用者の健康上の問題もありますので受付できない場合もありますのでご了承ください。(事前に看護スタッフにお問い合わせください。)
- ④ 施設内は一定に温度を保っております。生ものや腐れやすい物の差し入れは食品衛生上禁止いたします。また、同室者および他の利用者への差し入れは療養上食べられない方もいらっしゃるのご遠慮ください。
- ⑤ 当施設は、家庭復帰を目的としたリハビリを行う施設です。試験外出・外泊に関し担当スタッフより依頼および相談があった場合は、ご協力ください。又、ご利用者様に外出、外泊の機会を持っていただく為に、施設からご家族様に半年に一回ほど外出、外泊のお願いを差し上げることがございます。その際には可能な範囲でご協力をお願い申し上げます。なお、いかなる外出・外泊の場合において、当施設の紹介状なしには受診できないように法令上決まっております。現在、服用中のお薬などの飲み合わせの問題等が生じますので受診を希望される場合は、看護スタッフにご相談ください。
- ⑥ 緊急な場合や専門の治療が必要な場合は、専門の病院へ受診いたします。その際は、ご家族の同伴および同席が必要な場合がありますのでご協力ください。また、定期的な受診が長期となる場合、および利用者の身体状況・精神状況に応じてご家族の方で受診していただく場合がありますので、施設より依頼があった場合はご協力ください。
- ⑦ 利用料のお支払は、請求書が届いてから1ヶ月以内にお支払ください。2ヶ月以上の遅延が発生した場合は、入所契約書に基づき退所していただく場合があります。また、次回のご利用をお断りさせていただく場合もありますのでご注意ください。
- ⑧ 利用料は、窓口の営業時間内に現金にてお支払いいただくか、指定の口座にお振込みください。  
現金の場合 … 午前9時～午後6時
- ⑨ 面会にお越しの際は、事務所カウンターに置いてある面会票に必ず記帳してください。
- ⑩ 面会にお越しの際は、玄関前への駐車は送迎車や利用者の歩行の妨げになりますのでご遠慮ください。(但し、利用者の外出・外泊の場合は除く。)

※ 電話のお取次ぎは緊急やむを得ない場合以外は、事務所の営業時間内をお願いいたします。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて  
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

《基本料金》		1割	2割	3割	
介護保健施設サービス費 『基本型』	個室	要介護 1	737円	1,473円	2,209円
		要介護 2	784円	1,568円	2,351円
		要介護 3	851円	1,701円	2,551円
		要介護 4	907円	1,814円	2,721円
		要介護 5	958円	1,915円	2,872円
	多床室 (2,3,4人室)	要介護 1	815円	1,629円	2,444円
		要介護 2	866円	1,732円	2,598円
		要介護 3	933円	1,865円	2,798円
		要介護 4	987円	1,974円	2,961円
		要介護 5	1,040円	2,079円	3,118円

《その他の加算単位数》

加 算		1割負担	2割負担	3割負担
夜勤職員配置加算		25円	50円	74円
初期加算(Ⅰ)		62円	124円	185円
初期加算(Ⅱ)		31円	62円	93円
短期集中リハビリテーション実施加算(入所開始日～3月以内に集中的にリハビリを行う為。)	(Ⅰ)	265円	530円	795円
	(Ⅱ)	206円	411円	617円
認知症短期集中リハビリテーション加算(入所から3月以内。週3日標準。)	(Ⅰ)	247円	493円	740円
	(Ⅱ)	124円	247円	370円
在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅰ) ※基本型		53円	105円	157円
ターミナルケア加算(一)(死亡日)		1,952円	3,903円	5,854円
ターミナルケア加算(二)(死亡日前日及び前々日)		935円	1,869円	2,804円
ターミナルケア加算(二)(死亡日以前4～30日)		165円	329円	493円
ターミナルケア加算(三)(死亡日以前31日～45日)		74円	148円	222円
再入所時栄養連携加算		206円	411円	617円
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		463円	925円	1,387円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		493円	986円	1,479円
試行的退所時指導加算		411円	822円	1,233円
退所時情報提供加算(Ⅰ)		514円	1,027円	1,541円
退所時情報提供加算(Ⅱ) ※医療機関入院の場合		257円	514円	771円
入退所前連携加算(Ⅰ)		617円	1,233円	1,849円
入退所前連携加算(Ⅱ)		411円	822円	1,233円
老人訪問看護指示加算		309円	617円	925円
協力医療機関連携加算(1)(令和6年度まで)/月		103円	206円	309円
協力医療機関連携加算(1)(令和7年度から)/月		52円	103円	154円
協力医療機関連携加算(2)(令和7年度から)/月		6円	11円	16円
経口移行加算		29円	58円	87円
経口維持加算(Ⅰ) ※1月につき		411円	822円	1,233円
経口維持加算(Ⅱ) ※1月につき		103円	206円	309円
口腔管理加算(Ⅰ)(1月につき)		93円	185円	278円
口腔管理加算(Ⅱ)(1月につき)		113円	226円	339円
療養食加算 ※1食につき		7円	13円	19円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ		144円	288円	432円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ		72円	144円	216円

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)		247円	493円	740円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)		103円	206円	309円
緊急時治療管理		532円	1,064円	1,596円
所定疾患施設療養費(Ⅰ)		246円	491円	737円
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		493円	986円	1,479円
認知症チームケア加算(Ⅰ)		154円	308円	462円
認知症チームケア加算(Ⅱ)		124円	247円	370円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		206円	411円	613円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		41円	82円	123円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		62円	124円	185円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅰ)		55円	109円	164円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)		34円	68円	102円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき)		3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき)		14円	27円	40円
排泄支援加算(Ⅰ)(1月につき)		11円	21円	31円
排泄支援加算(Ⅱ)(1月につき)		16円	31円	47円
排泄支援加算(Ⅲ)(1月につき)		21円	41円	62円
自立支援推進加算		309円	617円	925円
安全対策体制加算(入所中1回)		21円	41円	62円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		11円	21円	31円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費		247円	493円	740円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		103円	206円	309円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		11円	21円	31円
サービス提供体制強化加算(1日につき)	(Ⅰ)	23円	45円	68円
	(Ⅱ)	19円	37円	56円
	(Ⅲ)	7円	13円	19円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年 5月まで	所定単位数 × 34 / 1000		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数 × 20 / 1000		
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数 × 8 / 1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年 6月から	所定単位数 × 75/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数 × 71/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数 × 54/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数 × 44/1000		

※端数処理により金額が若干異なる場合があります。

〈その他の実費〉

居住費(部屋代)	個室	1,728円/日
	2,3,4人室	437円/日
食材費		1,445円/日
教養娯楽費		200円/日
日用品費		200円/日
理美容代		実費

【支払い方法】

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。利用契約時にお選びください。

○ 現金の場合 …… まえばる老健センター窓口  
午前9時～午後6時（日曜日・祝祭日可）

○ お振込みの場合 …… 福岡銀行 糸島支店  
（普通）1697390  
（名義）医療法人 恵真会  
介護老人保健施設 まえばる老健センター

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設まえばる老健センターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供